

小金井市市民参加推進会議（第57回）次第

日時 令和元年7月18日（木）午後6時から

場所 小金井市役所本庁舎第1会議室

1 開会

2 市民参加条例運用状況等について

- (1) 提言の受け渡しについて
- (2) 提言に対する市長意見について
- (3) 第8期の推進会議の委員の募集について
- (4) 第7期市民参加推進会議のまとめ

■配布資料

資料1 第7期小金井市市民参加推進会議提言

資料2 市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見

資料3 第8期市民参加推進会議の構成について

第7期小金井市市民参加推進会議提言

「若者の市民参加を促進するための方策について」

1 はじめに

第7期の小金井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）では、平成30年1月から令和元年5月までに7回の会合をもった。この間の議論を通じ、小金井市政（以下「市政」という。）における若者の市民参加をより一層促進するため、以下のとおり市の政策策定におけるワークショップの積極的な活用について提言をすることとした。

小金井市（以下「市」という。）においては、本提案を基礎として市の政策策定におけるワークショップの積極的な活用に向けた検討を進め、早期に実現可能な方策を企画立案されたい。

2 これまでの経緯

市では、これまで附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用など、市民の市政への参加機会を拡充してきたところである。一方、附属機関等への参加は、高齢者層を中心であることを受け、第5期推進会議では、「若者の市政参加」に焦点を当て、その具体的な手法としてワークショップや若者討議会の実施、市の会議体への若者分科会の設置、第6期推進会議では、ワークショップの運営や広報、フィードバックについての提言を行ったところである。

第7期推進会議では、これらの議論を踏まえ、「若者の市民参加」をさらに促進するために、以下の提言を行う。

3 提言

第7期推進会議では、第6期推進会議において提言されたワークショップのあり方を引き継ぎ、ワークショップという市民参加の一形態が市において一般的なものとなり、多くの市民、特に若者が積極的に市政について討議し、市の政策策定プロセスにできるだけ参加するようになるための具体的な手法について提言する。

これにより、今後の市政における市民参加の多様な手法の確立を図る一助にするとともに、ワークショップへの参加が今後の市民参加の一層の促進に繋がることを期待するものである。

ワークショップは、年齢層や性別、職業等に関わらず多くの市民が参加でき、対等な立場で議論が可能となる市民参加の一手法である。また、いわゆる討論会とは異なり、多様な人々が自由に参加し、共通のテーマについて多角的に議論することを通じて、互いに学び合い、アイデアを創発する仕組みでもある。このため、一つの解決策への合意を取り付けるよりも、多様な意見を出し合い、そのメリットやデメリットを互いに理解するような議論の場となることが大切である。

したがって、市民参加のみならず、小金井市職員（以下「市職員」という。）や各種団体等から

の積極的な参加も重要となる。このため、第6期推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、ワークショップを市民参加の一形態としてより一般的なものとするために、市は以下の事項に配慮すべきである。

(1) 参加しやすく議論しやすいワークショップの運営について

- ワークショップにおける活発な議論のためには、参加しやすく興味をもちやすいテーマや、適切なグループ規模の設定、多様な参加者の確保、話しやすい場の雰囲気の構築が求められる。まずは他者の意見を批判せず、どのような意見でも受け入れられる環境の維持が重要となる。また、経験の有無に関わらず意見が言えるように、テーマについて知り、情報を得るような仕掛けを冒頭に導入することも一つの方法である。
- 参加しやすく興味をもちやすいテーマ設定は、参加の呼びかけにおいても、実際の議論においても重要である。市政の計画策定や事業について議論する場合にも、抽象的あるいは専門的になりすぎないよう配慮する必要がある。
- 適切なグループ規模については、これまでの市でのワークショップの実践を踏まえると、1グループ5～7名の参加者と、1名のファシリテーター（議論の舞台を設定し、議論を誘発し発言を促す役割をはたす人）という規模が望ましい。
- ワークショップを開催時間のみで完結して考えるのではなく、中長期的により一層の市民参加を促進する方策であるという観点から、ワークショップ前後の交流機会を増やし、新しい地域での関係構築に生かすことが望ましい。
- 多様な参加者の確保については、多様な世代や居住地、属性をもつ人々が同じテーブルに集まり議論することで新しいアイデアが生まれ、また、異なる他者への想像力を育むとともに日常生活や緊急時に繋がりを生む機会となる。しかし相対的に若年層の参加が乏しいことから、無作為抽出による選定における若年世代のウェイトの増分、地域内の大学などの教育機関や小金井青年会議所への呼びかけ、などの手法を適切に組み合わせながら、若年世代への参加をより積極的に呼びかけるべきである。
- 市は、これまでの公務員像にとらわれることなく、市民と対話をするということを最大の目標とする必要がある。そのため、参加する職員の服装を私服にする、職階等を意識しない話し方をする、などといった工夫を意識的に行うべきである。

(2) ワークショップの内容を踏まえた広報戦略及び参加成果について

- ワークショップに係る広報については、市報やホームページなどの広報媒体、市民団体を通じて、広く参加を呼びかけるとともに、設定したテーマに关心が高いと思われる年齢層や地域・団体へ重点的に参加を呼びかけ、市民間の口コミを誘発するなど多様な手法を駆使する必要がある。広報媒体としてはポスターやチラシ、郵便、ホームページ、SNS等をテーマごとに使い分けながら活用することが肝要である。
- また、即時性があり、市民からの発信もできる双方向性をもった広報手法の開発も必要である。
- ワークショップに参加した市民に対しては、参加したことによる成果（当日の様子、報告書、及びその後の計画策定での反映状況など）について伝えていくことが望ましい。また同時に、その

後の計画策定やワークショップ、ファシリテーターの養成などについて積極的に広報し、単発的な参加ではなく継続的な市民参加へと繋げていくための多様な取組を行うべきである。

(3) 外部の団体との協働

- ワークショップを市政運営において一般化するためには、運営のためのハードルを下げ、市職員が運営に積極的に関わるための制度設計が必要となる。そのためには市がワークショップという手法の有効性を認識し、市職員のファシリテーション能力を向上させることが重要となる。
- また、地域の団体や学生団体と協働して開催することは、①質の高い運営ノウハウを活用できること、②市の単独開催による市職員の負担感や不安感を軽減できること、③飲食物の提供など市の主催では困難な運営が実現できること、④テーマごとに適した方法を選択でき、多様な運営が可能となること、など大きな意義があると考える。こうしたことから、ワークショップの運営を外部団体に委託し、市と協働でワークショップを実施することも検討するべきである。
- ただし、完全に委託してしまうことは市職員への教育機会を失うことにもなりかねないことから、部分的な委託などを検討するべきである。そのためには、市職員のワークショップにおけるファシリテーション能力の育成はもとより、適切な事業者選定と運営スキルの涵養が求められる。
- 特に学生団体が主導するワークショップは、挑戦的な運営を行う点、若者の市民参加を一層促進する点でも重要な方策と考えられる。

(4) ワークショップの原則化

- ワークショップは、市民の市政への参加の有効な手段となる。特に計画策定の事前において現状把握や問題関心の共有などに活用しやすいものであり、また、計画案の評価などにおいても有効である。そこで、原則として、市のすべての計画策定において、市民が参加するワークショップを導入することが望ましい。
- その際、市はワークショップ導入に対する十分な準備を行うべきである。また、計画によってはワークショップに馴染まないものも存在する。そこで、まずは、ワークショップ導入に向けた検討の場及び研修の機会を設けるとともに、長期総合計画など議論を行いやすい計画策定時に試行的にワークショップを導入し、生きた経験を積むことにより市と市職員にワークショップを運営する能力を涵養し、5年後には主要な計画策定時におけるワークショップの導入を目指すこととするなど、より積極的な活用の定着を図るよう提言する。
- また、この目標達成のためには市の意識改革及び市職員の能力育成が重要となる。そこで、小金井市人材育成基本方針においてワークショップなど多様な人が参加する場において議論を誘発するファシリテーション能力の向上を盛り込むべきであると考える。
- 以上のワークショップの原則化に向けた取組について、第8期以降の推進会議において、その進捗を定期的に確認していく必要がある。

4 おわりに

第7期推進会議では、定例会議とは別に、平成30年12月8日（土）に市の主催で開かれた

「こが☆カフェ」に3名の委員が参加者や傍聴者として参加し、ワークショップ形式による意見交換の場を経験した。「こが☆カフェ」は現在策定中の「第5次基本構想・前期基本計画」の策定に向けて、市民のアイデアや意見を反映させるためのワークショップである。「こが☆カフェ」では、市職員や東京農工大学の学生たちがファシリテーターをつとめ、各テーブルでお菓子をつまみながら市の現状や未来についての多様な議論が交わされ、多くの参加者が真剣に、時に、笑いを交えながら議論をしていた。参加した委員からは、とても肯定的にこのワークショップの経験や意義が語られ、このような会を今後も継続していくべきであるという感想が多く寄せられた。

ワークショップは、市民参加の一手段であると同時に、参加する市民や市職員が地域の課題を共有するための仕組みでもある。ワークショップでの議論を通じて、参加した市民は地域の課題に気づき、その課題への解決方法を考え共有する。たとえ、発見した課題の解決案が見つからなかったり、考えた解決案が実際の政策策定には反映されなくとも、ワークショップは地域に課題があるということを、そしてその課題解決に向けた取組へのプロセスを共有することを可能にする。このような地域課題の共有の積み重ねこそが、市の政策策定における市民の参加をもたらすものとなる。

本委員会は、5年の準備期間を経て、市の主要な計画策定においてワークショップの導入を目指すなどより積極的な活用を図るよう提言した。市でも過去の提言を受け入れワークショップの導入に積極的に取り組みつつあるが、幅広い領域において市民や市職員が協働の名のもとに地域課題を共有し、より質の高い市民参加を実現することを期待し、提言とする。

小金井市長 西 岡 真一郎

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

令和元年7月4日付けて市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「若者の市民参加を促進するための方策について」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 参加しやすく議論しやすいワークショップの運営について

市といたしましては、今後の市民参加の一層の促進のための手法の一つとして、ワークショップの開催は有効であり、その活用が有用な場合には積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

特に参加率の低い若年世代の参加促進のため、参加しやすく興味を持ちやすいテーマの設定、教育機関への呼びかけ等を行い、若年世代の参加を積極的に呼びかけてまいります。また、実施においては、適切なグループ規模の設定、継続参加につながるような運営、服装や話し方の工夫などによる対話を意識した雰囲気の構築など、ワークショップの内容や会場規模など諸条件を勘案した上で、参加及び議論のしやすい環境づくりに努めてまいります。

なお、ワークショップにかかわらず、参加者の性別や年齢を考慮して実施する無作為抽出による参加者選出については、多様な市民が参加できるよう引き続き導入を進めてまいります。

2 ワークショップの内容を踏まえた広報戦略および参加成果について

ワークショップに係る広報については、市報やホームページ等を通じて、広く市民参加を呼びかけるとともに、主な対象となる層を意識したポスターやチラシ、郵便、SNS等、場合に応じた適切な広報を行うよう努めてまいります。なお、広報の双方向性については、有効性は理解するものの、情報発信の公平性やセキュリティの確保などの観点からの検討が必要であると考えます。

また、ワークショップの成果の反映については、継続的な市民参加へと繋げるため、ホームページ等での公表を行い参加者へフィードバックするとともに、ファシリテーターが継続的に参加していただけるよう考慮した広報に努めてまいります。

3 外部の団体との協働

ワークショップの運営を外部団体と協働で行うことは、質の高い運営ノウハウの活用、飲食物の提供、テーマごとに適した手法の選択といった多様な運営など、様々な効果が期待でき、ワークショップ実施の一般化に大きく寄与する取組であり、市職員の能力向上の面からも有効であると考えます。ワークショップ実施に当たっては、財政的な面も考慮しつつ、市民活動団体、学生団体、民間企業など、多様な主体との協働や一部委託を選択肢として検討するよう努めます。

4 ワークショップの原則化

計画策定時における市民参加手法として、ワークショップは非常に有効な手段の一つです。計画によっては、他の市民参加手法が望ましいものなどもあると考えられることから、導入期間として5年を目途に、主要な計画策定時にワークショップの導入を目指すよう努めます。

それに向け、計画策定時にはワークショップの実施を検討することを周知徹底するとともに、導入に向けた取組の進捗状況を定期的に推進会議に報告いたします。

また、市としましても、職員のファシリテーションに関わる研修は業務改善に資するものと認識し、人材育成基本方針に定める独自研修の一つとして定めているところであり、引き続き市職員のファシリテーション能力の育成に努めます。なお、同方針の改訂の際には、提言の趣旨を踏まえ検討いたします。

第8期市民参加推進会議の構成について

1 小金井市市民参加条例（抜粋）

（推進会議の構成等）

第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 5人以内
- (2) 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） 3人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 市に勤務する職員 2人以内

2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。

2 現在の委員構成

- (1) 市民 5人 (内訳公募 3人、無作為抽出 2人)
- (2) 市民団体代表 3人
- (3) 学識経験者 2人
- (4) 市に勤務する職員 2人

（参考）今後の予定

- 9月 市民団体代表（3名）公募
- 10月 市民（3名）公募
- 11月 選考委員会
- 12月 市民（2名）無作為抽出による募集